

工業化諸国との教育協力プログラム(ICI-ECP)

提案公募 No EACEA/14/09

高等教育・訓練に関する EU とオーストラリア、日本、
ニュージーランド及び大韓民国¹間の協力

2009 年ガイドライン（仮訳）

提出期限：2009 年 9 月 15 日

申請書類は、欧州側運営機関の教育・視聴覚・文化総局（本様式を使用）とパートナー諸国の運営機関（パートナー国の申請様式を使用）の双方に提出すること。



Australian Government

Department of Education, Employment and Workplace Relations



Independent Administrative Institution

Japan Student Services
Organization



Ministry of Education,
Science and Technology
Republic of Korea

¹ アルファベット順。

目 次

はじめに.....	4
1. ICI-ECP 活動の目的.....	5
2. 2009 年日程表.....	6
3. 2009 年に係る使用可能予算.....	6
4. 受給資格者とコンソーシアムの構成要件.....	7
4.1. 対象となる組織/機関/受給対象者の種類.....	7
4.2. 対象となるコンソーシアム.....	7
4.3. 対象となる国及び個人.....	8
4.4. 対象となる活動.....	8
4.5. 提案の要件（EU の申請者のみに関する事項）.....	12
5. 適用除外基準.....	13
5.1. EU の申請者のみに関する事項（日本語訳省略）.....	13
5.2. オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）.....	13
6. 選考基準.....	13
6.1. 運営能力（EU の申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）.....	13
6.2. 財政能力.....	13
6.2.1. EU の申請者のみに関する事項（日本語訳省略）.....	13
6.2.2. オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）.....	13
7. 判定基準.....	14
8. 提供される資金.....	15
8.1. EU による支援（日本語訳省略）.....	15
8.2. オーストラリアによる支援（日本語訳省略）.....	15
8.3. 日本による支援.....	15
8.4. ニュージーランドによる支援（日本語訳省略）.....	16
8.5. 大韓民国による支援（日本語訳省略）.....	16
9. プロジェクト・ディレクター年次総会.....	16

10. 財務関連事項（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）	16
10.1. 支給手続き（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）	16
10.2. 二重資金調達（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）	16
11. 広報（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）	16
12. 申請書類の提出手順.....	16
12.1. EUに係る申請書類の提出（日本語訳省略）	17
12.1.1. EUで適用される規則（日本語訳省略）	17
12.1.2. 個人情報の保護（日本語訳省略）	17
12.2. パートナー諸国に係る申請書類の提出.....	17
12.2.1. オーストラリアに係る申請書類提出（日本語訳省略）	17
12.2.2. 日本に係る申請書類提出.....	17
12.2.3. ニュージーランドに係る申請書類提出（日本語訳省略）	18
12.2.4. 大韓民国に係る申請書類提出（日本語訳省略）	18
13. 事業報告の必要条件.....	18
14. プロジェクトの提案内容.....	18

ICI-ECP 提案公募 EACEA/14/09

EU－オーストラリア－日本－大韓民国

2009年ガイドライン（仮訳）

はじめに

背景

EU とパートナー諸国は、学術面での協力と交流が、相互理解、イノベーションと教育の質を向上させる手段として重要であることを認識しており、このことは高官レベルの各種会議で強調されてきた。2009年5月23日のEU－大韓民国サミットでは、首脳たちは、お互いの地域の人々の間でより深い相互理解を育むとともに交流を促進するためには、教育と文化の分野における協力を強化することが重要であるということについて合意した。2009年5月4日のEU－日本サミットでは、首脳たちは、共同的な学術協力と学生交流プロジェクトを支援することによって、高等教育における協力を継続し強化することの重要性について繰り返し言及した。欧州委員会とオーストラリア教育・科学・訓練省は、2007年4月19日に、教育・訓練分野におけるさらなる連携強化について概説した共同宣言に署名し、2008年10月29日に開始されたEUとオーストラリアによる提携の枠組み合意により、教育協力はより強化され、2009年3月2日に行われた最初のECとオーストラリアによる高等教育改革に関する政策対話によって最高潮に達している。EUとニュージーランドは、2007年9月21日に両国の協調に関する5ヶ年の枠組みを採択した。これは、高等教育に関するEUとニュージーランドの試行的協力が成功裏に開始されたことを歓迎するとともに、教育協力を強化することを議論しようとするものである。

ICIは、EUと北米地域、アジア・太平洋地域とペルシャ湾岸地域²の17の工業国及びその他の高所得国・地域間での協力関係を推進するものであり、それらの国々に対して支援される特徴的な活動の一つに、文化間の相互理解を強化するとともに知識の交流を促すことを目指す「人と人との連携」の促進がある。

この枠組みには、EUとオーストラリア、ニュージーランド³、日本及び大韓民国との間における、高等教育と職業訓練に係る相互協力プロジェクト（いわゆるICI-ECP）が含まれ、これらのプロジェクトは、欧州委員会とそれぞれのパートナー諸国が共同選定するとともに資金提供を行う。なお、この種類の相互協力は、2002年以降得られた経験を土台として構築されている。EUと日本及びEUとオーストラリアの高等教育に係る相互協力の試行的段階は2002年に始まり、翌2003年には新たなパイロット・プロジェクトが開始された。2004年には、EUとニュージーランドの最初の協力プロジェクトが始まり、オーストラリアとの協力関係は2005年により一層強化された。このような試行的段階を踏まえ、欧州委員会とパートナー諸国は、2008年に最初の多国間による提案公募を開始し、その結果、11件の共同プロジェクトを採択した。その内訳は、オーストラリア5件、大韓民国3件、日本2件、ニュージーランド1件である。そして、これらのプロジェクトには、総計75の機関が関係するとともに、940名もの学生交流に対し支援がなされることになっている。

² Council Regulation 1934/2006 of 21 December 2006 establishing a financing instrument for cooperation with industrialised and other high-income countries and territories を参照のこと。

³ EUとニュージーランドのジョイント・モビリティ・プロジェクトに係る2009年の資金提供は行わない。

なお、欧州委員会は、本年以降における ICI-ECP の事業運営を、教育・視聴覚・文化総局（以後「総局」とする）に委任した。

この度の 2009 年提案公募は、以下の活動に対して支援することとする。

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクト

ICI-ECP の活動は、EU とパートナーICI 諸国間で実施される、短期交流に係る国際カリキュラム開発プロジェクトに対して資金を提供するものである。選定されたコンソーシアムは、学生交流に関する枠組みを設定し、その枠組みに基づいて、EU の学生は一般的にはパートナー国の機関に 1 学期滞在するとともに、パートナー国の学生も同様に EU の機関に滞在し、学生の在籍機関は、それらを海外留学期間として完全に認定する。支援には、学生と教職員に係る人的交流のための支援金、並びにプロジェクト運営に係る一律・定額の支援金が含まれる。

各提案は、EU と所定のパートナー国 1 か国の諸機関によって構成されるコンソーシアムを基盤としなければならない。プロジェクトの選定及び資金提供は、EU と各パートナー国の双方によって行われる。

1. ICI-ECP 活動の目的

ICI-ECP の活動は、以下の目的を有する。

一般目的：

- ・ EU とパートナー諸国の国民間における、言語、文化及び実施機関に関するより広い知識を含んだ相互理解を促進すること。
- ・ 欧州とパートナー諸国における高等教育と職業訓練機関のバランスある連携関係を刺激することで、高等教育と訓練に関する質の向上を図ること。

特定目的：

- ・ 共同学習プログラムと人的交流を促進するため、高等教育機関と職業訓練機関との協力関係を支援すること。
- ・ 透明性の確保、資格及び学習、研究、訓練活動期間の相互認定、並びに該当する場合は単位互換を推進することによって、EU とパートナー諸国間における学生の人的交流を促進すること。
- ・ EU と各パートナー諸国間の関連に関する諸課題に関する相互理解と専門的知識を向上させるため、プログラムに関係する専門的な職員（教職員）の人的交流を支援すること。
- ・ 高等教育及び職業教育・訓練に関する分野における最適な実施事例について情報交換するとともに、EU と各パートナー諸国間における共通の利益に関する知識の構築と対等的な課題の共有を推進すること。

2. 2009年日程表

2009年6月上旬	提案公募の公表
2009年9月15日	申請書類の提出期限
2009年10月初旬	外部専門家による申請内容の評価
2009年10月	総局、欧州委員会及びパートナー諸国による共同選考
2009年10月末	選考決定、申請者に対する選考結果の通知及びプロジェクト実施契約の締結
2009年11月1日～12月31日	プロジェクト活動の開始

申請書類は、総局と各パートナー国のプロジェクト運営機関に対し、**2009年9月15日**までに必着とし、その際、申請書類提出手続に関する本提案公募 12.を注意して読むこと。なお、提出期限後の申請は失格となる。

EU側申請者のみに関する事項：

プロジェクト活動は、**2009年11月1日**以降に開始し、**2012年12月31日**までに終了しなければならない。

ジョイント・モビリティ・プロジェクトの最長の実施期間は、**36ヶ月**とする。

この提案公募で指定している期間よりも長期に渡る期間を予定しているプロジェクトについては、申請を受理しない。ただし、プロジェクト実施契約書に署名したうえで、プロジェクトを開始した後に、受給者の支配の及ばない十分に正当な理由によって予定期間内にプロジェクトを終了することができなくなった場合は、プロジェクト実施期間の延長が認められ、プロジェクト実施契約書で指定された期限前にプロジェクト実施期間の延長申請があった場合について、最大**12ヶ月**の延長が認められる。

選考結果は、申請者に対し、**2009年10月中**に通知する予定であり、採択者に対しては、**2009年10月**に署名用のプロジェクト実施契約書を送付する予定である。

3. 2009年に係る使用可能予算

EUの機関に対する全てのパートナー諸国とのプロジェクト実施に使用できる予算は、約**2.8百万ユーロ**である。一方、パートナー諸国については、それぞれの国に適用される規則に従って相応の資金が提供される。

欧州委員会は、EUパートナーが直接利用するための資金を提供する。一方、各パートナー諸国の資金拠出機関は、採択されたプロジェクトに参加する機関が直接利用するための資金を提供する。

2009年に各パートナー国が資金提供を計画しているプロジェクトの概数は、以下の表のとおりである。

	EU－オーストラリア	EU－日本	EU－ニュージーランド ⁴	EU－大韓民国	合 計
ICI-ECP プロジェクト	3－4	1－2	0 ⁴	3－4	7－10

EU による各種のプロジェクト活動に対する資金拠出額、及びパートナー諸国が表示したプロジェクト活動に対する資金拠出額の詳細は、8.を参照のこと。

4. 受給資格者とコンソーシアムの構成要件

以下の基準に該当する申請が、詳細評価の対象となる。

4.1. 対象となる組織/機関/受給対象者の種類

申請機関は、公的機関ですか？

ICI-ECP の活動は、EU と各パートナー国における中等教育後の高等教育機関や職業教育・訓練機関による多機関参加型のコンソーシアム形成を基盤とする。なお、活動の趣旨から、以下の用語は次の意味をもつ。

- ・「高等教育機関（HEI）」とは、準拠すべき法律または慣行に従って認められた機関であって、その機関の名称がいかなる呼称であるかに関わりなく、高等教育レベルの資格や卒業証書を授与する機関をいう。
- ・「職業教育・訓練機関（VET）」とは、あらゆる種類の公営、半公営または民営機関であって、当該機関に対してどのような指定がなされているかに関わりなく、準拠すべき法律または慣行に従って、職業教育や訓練、高度の職業訓練、補習職業訓練や再訓練を企画・実施する機関をいう。なお、オーストラリアに関しては、かかる機関はオーストラリアに所在するとともに、登録訓練機関（RTO）でなければならない。
- ・「教職員」とは、プロジェクトの一部として組み込まれた交流や教育指導に参画する、高等教育機関または職業教育・訓練機関に所属する教員、指導者、事務職員、及びその他プロジェクトに関係するスタッフをいう。
- ・「学生」とは、高等教育機関または職業教育・訓練機関によって運営される、学位修了につながる学習・訓練コースやプログラムを履修している者をいう。

4.2. 対象となるコンソーシアム

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトを申請するコンソーシアムは、少なくとも、EU 加盟国の異なる 3 ヶ国からなる高等教育及び職業教育・訓練機関 3 機関と、パートナー国の 2 機関を含まなければならない。なお、オーストラリアについては、オーストラリア内の異なる州及び地域に所在する構成メンバーでコンソーシアムを構成することが奨励される。

すべてのコンソーシアムは、EU 内に、共同の申請、プロジェクトに対する調整、支援金の管理及び財務運営に責任をもつ非営利の代表 1 機関もしくは組織をもたなければならない。

⁴ EU とニュージーランドのジョイント・モビリティ・プロジェクトに係る 2009 年の資金提供は行わない。

コンソーシアムは、産業界、企業グループ、非政府組織、出版社、政府の省庁、商工会議所及び研究所などの他の組織から支援を受けることができ、このことは、プロジェクトが資金提供期間を超えて継続するために必要となる国家的または国際的な知名度を得ることに資する。これらの支援パートナーは、プロジェクトに対し、インターンシップ、または専門的な助言や専門知識を与えることができる。なお、EU によるこれらの支援パートナーに対する資金提供は、事務経費の一部として計上することができる。

4.3. 対象となる国及び個人

対象となる機関もしくは組織は、今年の提案公募に参加するパートナー諸国（オーストラリア、日本、大韓民国）のうちの 1 ヶ国と EU の 27 加盟国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン及び英国）の機関もしくは組織でなければならない。

EU 側の支援対象となる学生及び教職員は、EU もしくは第三国の国民であって、派遣開始前までに 3 年以上（かつ学習以外の目的で）EU の適法な居住者であった者でなければならない。

パートナー国の個人に関しては、それぞれの国家の規則が適用される。なお、オーストラリアについて支援対象となる学生とは、オーストラリア国民もしくはオーストラリアの永住権保有者とする。

人的交流のための支援金の受給適格者は、いずれかのパートナー機関に登録している学生または雇用されている教職員であり、支援金の支給を行うコンソーシアムによって選定された者とする。

4.4. 対象となる活動

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、組織化された学生交流、共同もしくは共有カリキュラムに関する共同開発（すなわち、既存単位の結合、革新的なカリキュラムの開発、新たな教育手法の適用など）、共同学習プログラム（ジョイントもしくはダブル・ディグリー授与の可能性模索を含む）及び組織化された教職員の交流に重点をおくこととし、連携協力に関しては、学生、指導者及び教職員の派遣・受け入れによる人的交流の枠組みを提示しなければならない。

ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、革新的なカリキュラムの開発や EU とパートナー諸国との間における海外留学期間を完全に認定する等数の学生交流に関する枠組みの設定の取り組みに対する投資の経験または意欲のある、高等教育もしくは職業訓練機関のコンソーシアムを認知するとともに、それらに対して知名度及び財政支援を与えることを意図している。また、学生に対する訓練への投資と勤労経験を移入する投資は、学生の被雇用者能力を最大限に引き出すとともに国際競争力会得の助けとなることが期待される。

ICI-ECP 活動は、職業教育・訓練に関する分野だけではなく、修士もしくは学部レベルのどちらか一方に係るジョイント・モビリティ・プロジェクトに対する支援を提供する。ICI-ECP は、修士と学部の双方の修学レベルを結合した同一のプロジェクトに対する支援は行わないので、申請者は、学部レベルと修士レベルのどちらに係るプロジェクトの申請なのかについて、明確に提示しなければならない。なお、ICI-ECP は、博士レベル⁵のプロジェクトに対する支援は行わない。

⁵ EU による博士課程在学者及び研究者に対する人的交流の支援金については、エラスムス・ムンドゥス・アクション2の枠組みによって資金提供する計画としている。

EU においては、学部（第 1 サイクル）レベルの学習プログラムとは、学位授与機関が設置されている EU 加盟国の適切な執行機関によって認定される、修士レベルより下位の学位を取得しようとする学生を対象とするプログラムをいう。

EU においては、卒後もしくは修士（第 2 サイクル）レベルの学習プログラムとは、学位授与機関が設置されている EU 加盟国の適切な執行機関によって認定される、修士レベルの学位を取得しようとする学生を対象とするプログラムをいう。

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、3 年間に渡って資金提供を行うが、一般的にプロジェクトは 2 段階から構成される。

・6 ヶ月を限度とする第 1 段階は、準備段階であり、単位の認定もしくは移行、授業料等の調整に関する公式な覚書や協定の締結に焦点がおかれる。この当初の期間中に、パートナー機関は、カリキュラム開発、語学研修、評価、プロジェクトの実施期間全体に係る主要人物の確保、並びにビザの取得、学生募集、学生サービス等の事務的基本事項など、ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトを実施するための全ての詳細事項を確定しなければならない。

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトに関する覚え書き

採択されたプロジェクトの代表機関は、人的交流開始前であり、かつ、いかなる場合であっても、第 1 次年間事業進捗報告書（13.を参照のこと）の提出日より前に、総局とそれぞれのパートナー国の資金拠出機関に対し、授業料、単位認定、評価計画に関する覚書を提出しなければならない。

・プロジェクトの第 2 段階は、学生交流、言語習得、カリキュラム開発の継続に重点がおかれる。

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、資金提供期間を越えても持続可能なものでなければならない。学習プログラムの持続性を強調することは、価値ある財源のより効果的な支出を証明することにつながる。また、各プロジェクトの重要な点は、成果物、結果及び成果の普及である。したがって、プロジェクトの持続性と成果等の普及に関する戦略を、プロジェクトの提案に盛り込まなければならない。

ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、以下の要素に取り組むべきものとする。i)カリキュラム開発、ii)学生サービス及び語学研修と文化的指導、iii)学生の人的交流、iv)教職員の人的交流、v)評価、及びvi)プロジェクトの持続性と成果等の普及

i) 革新的な国際的カリキュラムの開発

提案は、特定学問分野において重要となる国際カリキュラムの問題または課題を取りあげ、当該学問分野に付加価値を与えるものでなければならない。また、提案には、新たな教育プログラムを実施する方法、または学生が国際的な状況で働くための準備が可能となるような現状における慣行の改善策を記述すること。

提案には、学生が在籍機関と受入れ機関の双方で一般的に修得するコース及び単位、並びに使用される教材及び教育方法の観点から、学習プログラムについて記述すること。また、パートナー諸国の機関は、学習プログラムを説明するための同様の仕組みを作らなければならない。

提案は、EU とパートナー国のそれぞれのパートナー機関がカリキュラムの開発と実施において果たす役割を述べるとともに、提案されたカリキュラムが、パートナー機関で提供されている既存の学習プログラムに基づくものか、コンソーシアムが開発する予定の新たな学習プログラムが含まれるものか、あるいはその両方であるかについて明示するものとする。

提案は、海外留学期間の完全な認定を保証するためのパートナー機関に設けられた仕組みについて詳細に述べなければならない。

ii) 学生サービス及び言語と文化に関する準備

プログラムの主要目的は、学生に、自国とは異なる学術的、文化的及び言語的環境の体験を促すとともに可能にすることであるため、海外留学開始前、留学期間中及び留学後に学生に提供する予定の文化的・言語的教育について明確に示さなければならない。

学生は、外国での学習のために十分に準備するとともに、受入れ機関に適切に受け入れられる必要がある。したがって、申請書には、在籍機関が実施する出発前オリエンテーション活動と受入れ機関が実施する到着時オリエンテーション活動の説明を記述しなければならない。また、各パートナー機関は、宿舎、指導、語学コース及び社会に受け込むための活動、ビザ、健康保険及びその他の特別なニーズを支援するために、「国際事務室」またはこれに相当する組織を備えるものとする。

海外留学開始前と留学期間中における言語習熟と文化学習は、学生が受入れ機関と受入れ国の学術・訓練文化に受けこむための鍵となる。したがって、提案では、留学プログラムの一環として実施される言語学習の具体的な提供方法を示さなければならない。

iii) 学生交流に関する組織的な枠組み

人的交流の種類と期間：提案されるプロジェクトの焦点は、在籍機関が海外留学期間を完全に認定する首尾一貫した学習プログラムでなければならないことにある。EU の学生に関しては、海外留学期間とはパートナー国の機関に滞在する学習期間であり、パートナー国の学生に関しては、海外留学期間とはパートナーの EU の機関に滞在する学習期間である。なお、海外留学期間は、必ずしもジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーにつながることを期待されるものではないが、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーにつながる高いレベルの統合性をもつプロジェクトは、歓迎され競争力をもつものと考慮される。

プログラムに参加することによって、学位修了までの期間が長引いてはならない。また、申請者は、人的交流の要素に関する以後に述べるそれぞれの側面について、過去の経験、確認された解決策や得られた結果について記述するとともに、プロジェクト実施に際し、それらにどのように取り組む意向であるかを概説しなければならない。

支援金は、フルタイムの学習活動に関して用いられることを対象としている。

学生が海外で学習や訓練に費やす時間は、世界規模での労働に備えるべく必要な異文化交流の熟達と学術的知識習得の度合いに密接に関係する。よって、全ての参加学生は、少なくとも 1 セメスター（4 ヶ月以上）、最長で 1 学年（10 ヶ月）の海外留学を行うことが期待される。

職業教育・訓練（VET）分野に関するプロジェクトについては、3 ヶ月の最短海外留学期間が適用され、この 3 ヶ月の最短期間には、実務研修もしくはインターンシップに費やす時間を含めることができる。なお、最短海外留学期間を下回る期間による申請は、支援金授与の対象とはならない。

海外留学期間は、EU からの学生とパートナー国からの学生の双方が同程度の長さとなるようにすべきであるとともに、欧州単位互換制度（ECTS）⁶またはその他の既に組み込まれた学習期間認定の仕組みに基づく単位の授与につながるものとする。

交流学生数：ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトは、EU とパートナー諸国間における等数の学生交流に関する枠組みの設計を行うプロジェクトの支援を意図している。ゆえに、各プロジェクトは、プロジェクト実施期間中に少なくとも EU の学生 30 人とパートナー国の学生 30 人の交流が、パートナー諸国と EU との間で手配可能であることを明らかにしなければならない。また、コンソーシアムのプロジェクトは、すべてのパートナー機関からの学生交流計画を立てなければならないとともに、それぞれの高等教育機関や職業教育・訓練機関は、プロジェクト実施期間中に少なくとも 10 人の学生を交流させることが期待される。よって、パートナー諸国側が 2 機関で構成されるコンソーシアムは、EU との交流学生数を一致させるべく、2 機関であっても最低 30 人の学生交流がなされるよう、よりいっそうの調整が図られなければならないことに留意する必要がある。

実務研修及びインターンシップ：勤労または訓練体験を伴うプロジェクトの申請は、目的と意図する学習成果、及びインターンシップや実務研修の企画実施方法（期間、監視と評価の方法及び担当者、学生が指定した学習プログラムの一部として在籍機関が認定する方法など）について記述しなければならない。競争提案には、学生の配置を予定している参加産業、企業、政府及び非政府組織の名称及び所在地を記載しなければならない。

学生募集と選抜：申請者は、過去における国際的な人的交流のために取り組んだ学生募集で得た成果と、プロジェクトの実施にあたって意図する戦略について概略することが期待される。また、言語学習は、プロジェクト活動における主要かつ必要な要素であるため、申請者は、学生が十分なレベルの言語運用能力を習得できるよう、学生に対しプログラム参加の早期検討を促すとともに適切な語学コース選択の手助けをすることが期待される。なお、学生選抜に関する責任と調整能力は、採択されたプロジェクトに参加する機関にあり、提案においては、学生選抜に関して構想している仕組みを示さなければならない。

授業料等に関する調整：海外留学する学生は、授業料及び諸費用を在籍機関に支払うこととし、受入れ機関に別途支払うことがあってはならない。これには、授業料、登録費用、受験料及び図書館や実験施設の使用料が含まれる。パートナー機関は、このことについて互いに合意し、いかなる場合であっても学生交流開始前に、合意の証拠として覚書または協定書に署名しなければならない。なお、可能であれば、申請書に添えて提出すること。

履修単位の移行に関する合意：学習及び訓練期間中に係る履修単位の認定は、ジョイント・モビリティ・プロジェクトが成功するための重要な要素である。ICI-ECP は、海外留学期間を完全に認定する学生交流の枠組み設計を行うプロジェクトに対する支援提供を意図している⁷。したがって、提案されるプロジェクトの焦点は、在籍機関が海外留学期間を完全に認定する首尾一貫した学習プログラムでなければならないことにある。また、学生が在学期間を延長することがないことを確認するために、申請者は、学生の海外における学習や訓練活動が帰国時に完全に履修単位として認定されるよう、いかなる場合であっても学生交流開始前に、在籍機関から事務管理上の確約を得ておかななければならない。また、申請者は、可能であれば、申請書に添えて、全ての参加機関からの単位認定に関する正式な署名済の協定書（覚書）と学習または実務研修に関する規約を提出しなければならない。

⁶ 欧州のウェブサイト参照のこと。 http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/doc48_en.htm
なお、VET プロジェクトについては、ECTS の利用は推奨されているにすぎない。

⁷ ICI-ECP は、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの授与に必ずしも関係しないプロジェクトに対しても資金援助を行う。

学生サービス：ICI-ECP ジョイント・モビリティ・プロジェクトに参加する機関は、学生が海外留学期間中に最大限の恩恵を受けるために必要となる支援と指導に特段の注意を払う必要がある。また、学生は、外国での学習のために十分に準備するとともに、受入れ機関に適切に受入れられる必要がある。したがって、申請書には、在籍機関が実施する出発前オリエンテーション活動と受入れ機関が実施する到着時オリエンテーション活動の説明を記述しなければならない。また、それぞれのパートナー機関は、宿舎、指導、語学コース及び社会に溶け込むための活動、ビザ、健康保険及びその他の特別なニーズを支援するために、「国際事務室」またはこれに相当する組織を備えるものとする。

iv) 教職員の人的交流

教員、指導者、事務職員、及びその他プロジェクトに関係するスタッフは、プロジェクトの一環として組織化された交流もしくは教育指導に参画することができる。

これらの交流と教育指導は、プロジェクトのパートナー間で行わなければならない、事務管理レベルにおける機関間連携の強化、基準設定に関する連携開発の推進、事務管理の効率性及び効果の向上を図ることを目的とする。

教職員の人的交流は、プログラム企画、教育指導、評価、普及、及び場合によってはカリキュラム開発など、プロジェクト活動に関連したものでなければならない。なお、EU 側教職員に係る人的交流の支援金は、最短 1 週間から最長で連続 4 週間の期間、パートナー国の機関で実施される研究活動や教育指導もしくはプロジェクト管理業務に関連して支給される。人的交流に参加する教職員の数は任意であるが、支援金の配分と最短及び最長期間の必要条件是十分に考慮されなければならない。

v) 評価

プロジェクトの目標と予想される結果について述べた詳細な評価計画を記述するとともに、プロジェクトの成功を計測するために用いる定性的・定量的な指標を示さなければならない。また、評価計画には、言語及び文化面に関する研修に係る詳細な評価書も含めなければならない。

vi) プロジェクトの持続性と成果等の普及

プロジェクト終了後におけるパートナー機関間の連携維持のための戦略、並びにプロジェクトの成果物、結果、成果をより広く社会に普及させるための戦略を、申請書に記載しなければならない。

4.5. 提案の要件 (EU の申請者のみに関する事項)

審査の対象は、所定の申請用紙に必要事項を全て記入し、直筆で署名のうえ、所定の期日までに到着した申請書のみとする。

以下の基準に該当する申請書のみが、詳細評価の対象となる。

- a) 申請者は、適法に基づいて設置された機関であること。(申請様式の **Legal Entity Form** を参照のこと)
- b) コンソーシアムの構成要件は、上記 4.2. に説明された要件に合致していること。
- c) 申請書は、遅くとも所定の締切日までに提出されていること。
- d) 申請書は、正しい申請用紙に記入されていること。
- e) 申請書には、申請機関の適法な代表者が直筆で署名していること。(申請様式の **Declaration** を参照のこと)

- f)申請書の共同提案の説明には、EU 及びパートナー国の双方のプロジェクト・コーディネーターが署名していること。（電子データもしくはファックスでも構わない）
- g)申請書には、必要最低数のパートナー機関からの署名入り保証状を添付していること。（電子データもしくはファックスでも構わない）
- h)申請書は、総局と該当するパートナー国のプロジェクト運営機関の双方に提出されていること。
- i)EU 側の連携として、申請書に、予算及び EU に対する資金拠出依頼書を添付すること。

5. 適用除外基準

5.1. EU の申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

5.2. オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

6. 選考基準

選考基準は、申請者が提案した活動または作業プログラムを完遂する能力を有することについて評価できるものとする。

申請者は、プロジェクト活動の実施期間中または支援金の支給対象年度中における、プロジェクト活動を維持するための安定した十分な資金源、並びに提案した活動または作業プログラムを完遂するために必要となる専門的能力と資格をもたなければならない。

申請者は、適法に基づいて設置された機関としての地位と提案した活動を完遂する財政・運営能力を証する誓約書を記載・署名して提出しなければならない。

6.1. 運営能力（EU の申請者のみに関する事項）

申請機関は、プロジェクトの運営能力について評価を受けるため、申請書に下記の書類を添えて提出しなければならない。

- ・申請者及びそれぞれのパートナー機関のプロジェクト実施担当者に係る、関連する職務経験を全て記載した経歴書
- ・申請機関及びそれぞれのパートナー機関、国際協力の分野で既に実施したプロジェクトのリスト

6.2. 財政能力

6.2.1. EU の申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

6.2.2. オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

7. 判定基準

プロジェクトの選考は、4.4.に記載された活動の説明と照らし合わせ、協同性及び連携の内容に関する提案の意義と質の評価に基づいて、競争的な手順によって実施される。

資金拠出機関は、必要な場合にあつては、支援金提供プロジェクトの共同選考において、外部専門家の協力を得ることがある。資格要件と選考基準を満たした提案の質は、採択決定の際の主要基準となり、以下に記載された判定基準に基づいて判断される。

さらに、この提案公募は、多数の EU 加盟国の参画を推奨している。したがって、採択プロジェクトの最終リストにおいては、いずれかの EU 加盟国の機関が、今回の公募対象となっている各パートナー国の複数のプロジェクトでコーディネーターとして代表することがないよう、慎重に考慮される。ただし、これは、当該 EU 加盟国が代表となっていない十分に質の高い提案が他にある場合とする。

以下の判定基準は、要件を満たした各提案の総合得点を決定する際に適用される。

1. EU とパートナー諸国の連携に関するプロジェクトの意義 (25%) は、次の項目によって決定される。

- 1.1 提案内容は、提案公募の目的に対し、どの程度妥当性を有しているか。
- 1.2 EU とパートナー国との連携という観点において、学習プログラムの、提案された学問分野及び専門性に与える際立った付加価値は何か。

2. 教育研究の質と卓越性に対する貢献 (25%) は、次の項目によって決定される。

- 2.1 プロジェクトが果たす教育の質、卓越性、イノベーションに対する貢献はどのようなものか。
- 2.2 教育手法及び学生のさらなる学習もしくは職業的知識会得の機会の改善に関するプロジェクトの意義は何か。
- 2.3 学術の質の管理方法をどの程度明確にしているか、また、その方法はどの程度有効に学術的卓越性に対する貢献を保証するのか。

3. プロジェクト実施の質 (50%) は、次の項目によって決定される。

- 3.1 連携の仕組みと事務管理の組織構成は、機能的な連携という観点をどの程度反映させているか。パートナー間において、包括的な連携協定を締結したか、もしくは人的交流開始前に締結する予定か。プロジェクトに参画するパートナー機関からの明確な確約を取り付けているか。
- 3.2 人的交流計画は、パートナー機関間でどの程度統合されているか。(すなわち、パートナー機関間の人的交流活動の分配は適切か、また、パートナー機関の活動参加はバランスがとれているか) 人的交流活動の規模及び種類の観点から、提案は公募要件を十分に満たしているか、また、人的交流の流れを適切にバランスさせて提案しているか。
- 3.3 連携において、提案されたプロジェクトの枠組みの中で、全てのパートナー機関に適用可能な、透明性、平等性及び実力主義に基づく信頼できる学生選抜の仕組みを開発したか。また、提案は、共同申請、選考、入学及び試験の手続きを行うために連携によって合意した共通の基準について説明しているか。

- 3.4 履修単位認定及び移行の取り決めに関して、どのような健全性と明確性が認められるか。該当する場合は、成績評価尺度に用いる ECTS メカニズムまたは ECTS と互換性のあるその他の学習期間認定に関する仕組みをどの程度利用するかの説明を含む。また、学生には、ディプロマ・サプリメント（修了した学生が履修した学習の特質、レベル、構成、内容及び地位に関するデータについて、連携組織を代表して共同で発行される書類）が提供されるのか。
- 3.5 留学生及び教職員の受け入れにあたって利用できる資源の質はどうか。（特に、宿舎、ビザ・居住許可・保険の取得支援、語学研修など）
- 3.6 語学研修計画の質はどうか、また、語学研修の評価は実施するのか。
- 3.7 同時進行によるプロジェクトの監視システムは開発するのか。また、評価計画の質はどうか。
- 3.8 成果普及活動の質はどうか。提案された活動は、透明性の確保の観点及び EU とパートナー諸国の連携に関する認知度向上に対するインパクトがあるか。
- 3.9 プロジェクトの発展・持続計画の質はどうか。（予定されている契約期間中及びその後について）プロジェクトは、組織的なインパクトの観点から見て持続され得るか。（パートナー間における学習活動の認知、国際的協力の開発などを含む）

8. 提供される資金

8.1. EU による支援（日本語訳省略）

8.2. オーストラリアによる支援（日本語訳省略）

8.3. 日本による支援

日本学生支援機構（JASSO）は、日本のパートナー機関に対して資金提供するとともに、プロジェクト活動を監督する。ジョイント・モビリティ・プロジェクトでは、日本の派遣学生に対する人的交流支援金の支給を行う。

コンソーシアムを構成することができる日本のパートナー機関は、大学に限定する。海外留学期間は、2010年4月から2013年3月までの間とする。

2009年に選考し2010年4月から交流活動が開始される3年間のジョイント・モビリティ・プロジェクトに対し、JASSOが提供する資金の総額は、5,400万円であり、うち初年度分は1,800万円である。ただし、これらの資金については、まだ財政当局の承認を得ていないことから、確定したものではない。同様に、2年め及び3年めの資金額についても、JASSOの予算措置如何によって変動があり得る。

この資金は、日本のパートナー機関が、下記のとおり積算した学生の人的交流支援金としてのみ利用することができる。

日本の派遣学生に対する人的交流支援金：学生の人的交流支援金は、最短4ヶ月、最長10ヶ月の海外留学期間について、**学生1人当たり月額10万円**に加え、**旅費としての定額15万円**で積算される。全てのプロジェクトに拠出される学生の人的交流支援金の総額は、5,400万円、うち初年度分は1,800万円であり、2009年においては、1～2プロジェクトの採択が予定されている。このため、1機関あたりの支援金額は、採択プロジェクト数と参加機関数によって変動する。これらの人的交流支援金は、日本の派遣学生が国内の在籍機関からEUの受入れ機関に留学するためのものであり、各機関が要求する支援金の詳細については、申請書に含めることとする。

支援金はフルタイムの学習活動を対象とし、各留学生（EU または非 EU）は、パートナー国で少なくとも 1 セメスターまたは 1 学年滞在し、その期間は 4 ヶ月以上でなければならない。よって、これよりも短期間の留学については、人的交流支援金の支給対象とはならない。なお、支援金の目的は、在籍機関で実施される同等の学習に要する経費を上回る、海外留学に関連する費用を補助することにある。

8.4. ニュージーランドによる支援（日本語訳省略）

8.5. 大韓民国による支援（日本語訳省略）

9. プロジェクト・ディレクター年次総会

ICI-ECP の重要な活動の 1 つが、プロジェクト・ディレクター年次総会である。この総会は、コンソーシアムと資金拠出機関が一堂に会する唯一の機会を提供することから、新規採択及び実施中の全ての EU 及び非 EU パートナー機関が本会に参加することは極めて重要である。この総会の目的は、プロジェクト参加者が集ってプロジェクト実施に関するアイデアを共有するための情報伝達手段を提供すること、並びに EU とパートナー諸国の運営組織が、種々の活動に対しいかに最適な調整を図るかといった重要な決定を行うための議論の場を提供することにある。したがって、それぞれのプロジェクトのパートナーは、年次総会の開催期間中に、グループとしてあるいは ICI-ECP のプロジェクト担当者とともに協議するための十分な時間が与えられる。よって、それぞれのコンソーシアムは、EU 及びパートナー国の代表機関が本会に参加できるように手配しなければならない。なお、年次総会への参加費用については、均一の事務経費または教職員に係る人的交流支援金のいずれかを利用することができ、この他に別途の資金は支給されない。ICI-ECP 年次総会は、秋または冬に欧州とパートナー諸国の間で交互に開催され、EU-US 及び EU-カナダのプログラムと同時開催されることもある。

10. 財務関連事項（EU 申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

10.1. 支給手続き（EU の申請者のみに関連する事項）（日本語訳省略）

10.2. 二重資金調達（EU の申請者のみに関連する事項）（日本語訳省略）

11. 広報（EU の申請者のみに関連する事項）（日本語訳省略）

12. 申請書類の提出手順

今回の提案公募は、欧州委員会を代表する教育・視聴覚・文化総局（総局）並びに、オーストラリア教育・雇用・職業関連局（DEEWR）、日本学生支援機構（JASSO）、大韓民国教育・科学・技術省（MEST）とで実施される。

EU 及びパートナー諸国の申請者は、以下に記載される提出締切日までに、申請書に共同提案の説明を含め、総局と該当するパートナー国の資金拠出機関の双方に提出しなければならない。したがって、どちらか一方の資金拠出機関のみに提出された申請は、選考の対象から除外される。なお、本ガイドラインで述べているとおり、EU とパートナー諸国の要件が異なる限りにおいて、技術的な付属書類は異なる場合がある。

申請書類の提出締切日は、2009年9月15日である。提出締切日までに双方の資金拠出機関に提出されない申請は、支援金の受給対象とはならない。

12.1. EUに係る申請書類の提出（日本語訳省略）

12.1.1. EUで適用される規則（日本語訳省略）

12.1.2. 個人情報の保護（日本語訳省略）

12.2. パートナー諸国に係る申請書類の提出

12.2.1. オーストラリアに係る申請書類提出（日本語訳省略）

12.2.2. 日本に係る申請書類提出

提案公募は、以下のアドレスでインターネットにて公表されている。

http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships.html

日本側代表機関による申請は、所定の申請様式に必要な事項及び提出日を記入するとともに、収支がバランスした予算計画を示さなければならない。申請書は、本提案公募の目的に合わせて特別に作成した様式を用いるとともに、日本語で作成しなければならない。また、タイプ書きの申請書類のみが選考の対象となるので留意すること。申請様式は、前述の JASSO のウェブサイトより入手可能である。申請書類は、共同提案の説明を含め、原本 1部と写し 20部を 2009年9月15日までに書留で郵送しなければならない。なお、写しは、製本せずにホチキス留めとすること。また、ファックスによる提出は受理しない。

書留による申請書及び付属資料の送付先：

〒135-8630 東京都江東区青海 2-79

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

留学生事業部 留学生事業計画課

主幹 角田 賢次

権限を与えられた代理人または民間の宅配業者が申請書類を直接持参する場合は、2009年9月15日17時（午後5時）までに JASSO に提出しなければならない。その際は、提出の証明として、受領した JASSO 担当者の署名及び日付を記載した受領書を必ず受け取ること。

本件に関する日本側申請者の照会先：

留学生事業計画課（上記所在地に同じ）

国際奨学室

加藤いづみ

Tel : (+813) 5520 6030

Fax : (+813) 5520 6031

Email : efs@jasso.go.jp

プロジェクトの共同選考は、2009年9月に実施する予定であり、採択された申請者との支援金拠出契約は、2009年10月末までに締結することとしている。なお、選考結果は、全ての申請者に対して文書によって通知される。

12.2.3. ニュージーランドに係る申請書類提出（日本語訳省略）

12.2.4. 大韓民国に係る申請書類提出（日本語訳省略）

13. 事業報告の必要条件

総局とパートナー諸国の資金拠出機関は、それぞれの代表機関及びパートナー機関とのコミュニケーション、並びに総局とパートナー諸国の資金拠出機関の間のコミュニケーションを通じて、各プロジェクトの目標に向けた進捗状況を注意深く監視する。また、時期は若干異なるものの、総局とパートナー諸国の資金拠出機関は、ともにプロジェクトの目標、カリキュラム開発、評価、覚書、学生及び教職員の人的交流、プロジェクトの支出、及び今後の活動計画に関する年間事業進捗報告書の提出を求めることとする。これに加えて、プロジェクト終了時には最終報告書の提出を求めることとする。

EUにおいては、署名された覚書を添えた第1次年間事業進捗報告書の提出期限を2010年6月30日とするとともに、第2次年間事業進捗報告書の提出期限をその12ヶ月後とする。また、最終報告書の提出期限は、契約期限終了後2ヶ月以内とする。

パートナー諸国の資金拠出機関と総局は、それぞれのプロジェクトの代表機関または組織に、年間事業進捗報告書の提出に関する説明書を発信することとする。

14. プロジェクトの提案内容

提案には、以下の要素を盛り込まなければならない。

- ・必要事項が適切かつもれなく記載された申請書。（総局に対してはEUの申請様式、パートナー国のプロジェクト運営機関に対しては、パートナー国の申請様式）
- ・署名し5,000語以内で記述された、EUとパートナー諸国の連携に関するプロジェクトの意義、教育研究の質及び卓越性への貢献度、プロジェクト実施の質を十分に反映させた、共同提案の説明。（7.判定基準を参照のこと）
- ・欧州及びパートナー国の全てのパートナー機関からの実施承諾書。また、コンソーシアムに関係するその他の主な組織も、プロジェクトに対する確約を書面で提示しなければならない。

総局とパートナー国の資金拠出機関に提出される申請様式と要求される付属書類は異なる場合があるが、双方（パートナー国とEU）に提出される共同提案の説明は同一でなければならないことに留意することが重要である。なお、提案の説明には以下の要点を記述する必要がある。

1. プロジェクトの目的、該当する場合は専門分野等に基づく当該プログラムの定義、並びに学問分野を含む教育における卓越性とイノベーションに対する貢献の可能性
2. 教育手法及び学生の達成度の改善に資するプロジェクトの成果
3. 同じ学問分野における国内及び国際レベルで既に存在する課程及びプログラムと比較した場合の、提案された学問分野及び専門性、並びにプロジェクトの付加価値

4. 人的交流プログラムの内容、及びコンソーシアム参加機関の間でプログラムがどのように統合されるか（実務研修及びインターンシップを実施する場合にはそれを含む）
5. パートナー機関の事務的・学術的最高位の責任者からの書簡によって証明される、人的交流プログラムに対する関与及び公式な事務管理上の取り決め
6. 履修単位認定の取り決めに関し、該当する場合は、成績評価尺度に用いる ECTS メカニズムまたは ECTS と互換性のあるその他の学習期間認定に関する仕組みをどの程度利用するのか
7. 制度設計、会議、パートナーとしての役割及びコミュニケーションのための、連携の仕組みと事務管理体制
8. 授業料及びその他の費用に関する取り決め
9. 受入れ機関間の学生及び教職員の人的交流に関するコンソーシアムの体制及び仕組み
10. 語学研修計画、特に研修施設、指導者及びチューター、並びに現地における言語習得のための資源の利用方法
11. 外国人留学生及び教職員を受け入れるために利用できる資源、特に、語学支援、宿舎、指導、ビザ及び保険、並びに社会に溶け込むための活動を専門に担当する事務室及び担当職員
12. 完了時のプロジェクト評価、フィードバックの仕組み、及び独立した組織による評価を含む評価計画
13. プロジェクトの成果を促進し普及させ、資金提供期間終了後におけるプロジェクトの持続可能性を確保するための計画

付属書類

- ・ EU 申請様式
- ・ EU 支援金に係る契約書の見本